

本要領は令和8年1月19日公告工事から適用するものである。完全週休2日交替制適用の有無は入札公告を参照すること。（これ以前に公告した工事については別に定める実施要領を参照すること。）

令和7年12月10日
日本下水道事業団

完全週休2日交替制適用工事実施要領
(R8.1.19以降公告工事適用)

(完全週休2日(土日)適用工事については別に定める)

1. 週休2日の定義

1) 週休2日

①完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとするが、必要に応じて、監督員と協議することができる。

②月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

③通期の週休2日交替制

対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。
なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

2) 対象期間

対象期間は、技術者及び技能労働者の従事期間とする。

ただし、次の期間は対象期間から除く。

- I. 夏季休暇（3日間）および年末年始休暇（6日間）
- II. 工場製作のみの期間
- III. 工事全体を一時中止している期間
- IV. 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間
- V. 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。

なお、完全週休2日交替制の工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間が生じる

本要領は令和8年1月19日公告工事から適用するものである。完全週休2日交替制適用の有無は入札公告を参照すること。（これ以前に公告した工事については別に定める実施要領を参照すること。）

場合は、監督職員と協議を行い交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。対象外とする期間は必要最小限の期間とし、その期間においては、技術者及び技能労働者が休日を確保できるように努める。

完全週休2日交替制の判断にあたり、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の対象日数と土曜日及び日曜日の合計日数から算定される休日率以上の休日を確保する。

2. 発注方式

受注者が、工事着手前に完全週休2日交替制の取組を希望するか判断し、発注者と協議する受注者希望方式である。

取組を希望しない場合は、月単位の週休2日交替制に取り組むものとする。

契約後速やかに「完全週休2日交替制適用工事」であること及び実施に向けた課題の有無を受発注者で確認し、適用の可否、対象期間等について協議すること。そのうえで、契約後30日以内に完全週休2日交替制適用工事実施同意（不同意）届出書を提出すること。

3. 対象工事

週休2日適用の有無は入札公告に明示する。令和8年1月19日以降に公告する現場閉所による週休2日が馴染まない一般土木工事を対象とする。なお、工事契約後に完全週休2日交替制から現場閉所による完全週休2日（土日）への変更は行わない。

（例 昼夜連続施工せざるを得ない条件における、シールド工事、ニューマチックケーソン工事等）

4. 積算方法等

（1）補正係数

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率に応じて、補正係数を乗じるものとし、労務費、現場管理費率に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式および土木工事標準単価における週休2日の取得に要する費用の計上は別紙1によるものとする。

	完全週休2日	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
現場管理費率	1.03	1.02

本要領は令和8年1月19日公告工事から適用するものである。完全週休2日交替制適用の有無は入札公告を参照すること。（これ以前に公告した工事については別に定める実施要領を参照すること。）

(2) 補正方法

- 1) 入札説明書等において完全週休2日交替制に取り組む旨を明記した工事について、当初予定価格から完全週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。
- 2) 当初契約後、受注者が完全週休2日交替制を希望しない場合は、直近の契約変更において月単位の週休2日を達成した場合の補正係数に変更を行う。
- 3) 休日率の達成状況を確認後、完全週休2日交替制が未達成かつ、月単位の週休2日（4週8休以上）が達成している場合は補正係数を月単位の週休2日交替制（4週8休以上）に変更する。また、月単位の週休2日（4週8休以上）を達成していないものは、補正係数を除した変更とし、通期の週休2日交替制（4週8休以上）を達成できるように取り組むものとする。

5. 対象工事である旨等の明示

完全週休2日交替制適用工事の場合は、設計図書等（入札公告、入札説明書、特記仕様書等）に対象工事である旨等を明示する。

- (1) 入札公告、入札説明書に明示例を以下に示す。

次のとおり一般競争に付します。		
1	公告日	令和〇年〇月〇日(〇)
2	契約職	〇日本本部長 〇 〇
—省略—		
3.9	その他	
3.9.1	入札方式	電子入札・〇〇審査対象案件
3.9.2	総合評価方式の試行工事	有・無
3.9.3	総合評価（施工体制確認型）の試行工事	有・無
3.9.4	特別重点調査を試行する工事	有・無
3.9.5	「マネジメント難工事指定」対象工事	有・無
3.9.6	VE試行工事	有・無
3.9.7	入札前に予定価格を公表	有・無
3.9.8	「見積もりを求める方式」の試行工事	有・無
3.9.9	「週休2日制適用工事」試行対象工事	有・無
—省略—		
「3.9 その他」の補足説明		
(1)		
—省略—		
(〇) 「週休2日制適用工事」試行対象工事の有無は右欄の有無による。なお、「週休2日制適用工事」は「完全週休2日交替制適用工事」と読み替えるものとする。「有」の場合、当初予定価格において、技術者及び技能労働者が交替しながら完全週休2日の達成を前提とした補正係数を労務費等に乗じて補正しており、完全週休2日を達成しない場合は、契約金額のうち労務費等補正分を減額する。詳細は、特記仕様書および「完全週休2日交替制適用工事実施要領」等による。		

- (2) 特記仕様書記載例を以下に示す。

完全週休2日交替制適用工事（受注者希望方式）の実施

- 1) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、完全週休2日交替制について

本要領は令和8年1月19日公告工事から適用するものである。完全週休2日交替制適用の有無は入札公告を参照すること。（これ以前に公告した工事については別に定める実施要領を参照すること。）

て取り組む内容を協議したうえで工事を実施する完全週休2日交替制適用工事の試行工事である。

- 2) 完全週休2日交替制の考え方は、当該工事の対象期間において、全ての週で原則、技術者及び技能労働者が交替しながら週ごとに2日以上の日休の確保を行うことである。
- 3) 受注者は契約後30日以内に「完全週休2日交替制適用工事実施同意（不同意）届出書」を提出する。
- 4) 本工事において、完全週休2日交替制による週休2日確保を実施する旨を、施工計画書（当初）に記載し提出すること。なお、完全週休2日交替制の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日交替制に取り組むものとする。
- 5) 受注者は「工事予定・履行報告書」提出時において、受注者は技術者及び技能労働者の休日率の達成状況を記入し監督職員の確認を受ける。
- 6) 実施内容および方法は「完全週休2日交替制適用工事実施要領」によるものとする。

6. 技能者及び技能労働者の休日の確認方法等

- (1) 受注者は、「工事予定・履行報告書」に技能者および技能労働者の休日率の実績を記入し、監督職員に提出する。
- (2) 監督職員は、毎月1回程度を目安に「工事予定・履行報告書」に記載された技能者および技能労働者の休日率の実績の確認を行う。
- (3) 受注者は、監督職員から技能者および技能労働者の休日率を確認できる資料を求められた場合は、速やかに提示しなければならない。

<交替制による週単位の週休2日を実施する例>

- 1) 休日率を確保する対象者
 - ・ 施工体制台帳上の元請け及び下請けの技術者及び技能労働者を対象。ただし、非常勤（臨時）で従事する者は対象外とする。
- 2) 休日日数の割合（休日率）の算出（週単位）
 - ・ 対象者ごとに、休日日数の割合（=当該工事における休日日数/7日）を算出する。
 - ※下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から設定
 - ・ 全対象者^{注1)}の「休日日数の割合（休日率）」を平均化する。
 - 注1) 工種によっては交替要員の確保が困難な工種もあるが、全工種、全ての技術者、技能労働者を対象とする。

本要領は令和8年1月19日公告工事から適用するものである。完全週休2日交替制適用の有無は入札公告を参照すること。（これ以前に公告した工事については別に定める実施要領を参照すること。）

【週単位の休日日数の割合の算出】（表1）

業者	氏名	休日日数	休日日数の割合	平均
J建設	○○	2	28.5%	31.3%
	●●	2	28.5%	
S建設（一次下請）	▲▲	1	14.2%	
	◆◆	3	42.8%	
R機工（二次下請）		3	42.8%	
				28.5%以上

・表1において、全対象者の「休日日数の割合（休日率）」の平均が28.5%（2日/7日）以上となっており、当該週における2日以上の上の休日の確保がなされていることとなる。全ての週で同様に休日の確保がなされた場合は、完全週休2日を達成したこととなる。

3) 非常勤（臨時）以外で短期作業期間が偏在する作業形態の作業員は、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び工期日数の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未満の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び工期日数の対象としない。

7. 留意事項

- (1) 契約後速やかに「完全週休2日交替制適用工事」であること及び実施に向けた課題の有無を受発注者で確認し、適用の可否、対象期間等について協議する。
- (2) 実施に向けた課題がある場合、受注者は解決に向けた検討を行い、工事打合せ簿により監督職員と協議を行う。
- (3) 受注者は、完全週休2日交替制による週休2日確保を実施する旨を記載した施工計画書を作成し、監督職員に提出する。施工計画書提出時に、技術者及び技能労働者の休日を確保するための具体的な施工体制や休日に偏り等（工期の始まりや工事の終盤での偏った休日の設定）が生じない休日の取得計画が確認できる工程表（任意様式）を監督職員へ提示する。
- (4) 監督職員が、技術者及び技能労働者の休日取得状況の確認をする場合には工事現場の労働者の勤務状況が確認できる書類（出勤簿、工事日誌等）を提示する。
- (5) 監督職員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、技術者及び技能労働者の休日中に資料作成を含めた作業が発生するような指示等は行わないものとする。

本要領は令和8年1月19日公告工事から適用するものである。完全週休2日交替制適用の有無は入札公告を参照すること。（これ以前に公告した工事については別に定める実施要領を参照すること。）

（6）監督職員は、技術者及び技能労働者ごとの休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。

8. 工事成績評定

週休2日の達成状況による加点および減点の措置は行わないものとする。

本要領は令和8年1月19日公告工事から適用するものである。完全週休2日交替制適用の有無は入札公告を参照すること。（これ以前に公告した工事については別に定める実施要領を参照すること。）

別紙1

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日 (土日)
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォーター ジェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

本要領は令和8年1月19日公告工事から適用するものである。完全週休2日交替制適用の有無は入札公告を参照すること。（これ以前に公告した工事については別に定める実施要領を参照すること。）

別紙 1

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日 (土日)
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01

本要領は令和8年1月19日公告工事から適用するものである。完全週休2日交替制適用の有無は入札公告を参照すること。（これ以前に公告した工事については別に定める実施要領を参照すること。）

ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業者	1.02	1.02	1.02	1.02

※ 別紙1で示す補正係数は、「完全週休2日（土日）適用工事実施要領」で示す別紙1と同様